虐待防止に関する指針

制定日：令和8年6月1日
施行日：令和8年6月1日

はじめに

本指針は、指定訪問看護事業所における虐待防止措置の義務化を踏まえ、利用者の権利擁護及び虐待防止を目的として制定し、運用する。

訪問看護ステーションなぎは、「あなたの少し先の未来をともに創造する」という理念のもと、利用者一人ひとりの尊厳と自己決定を尊重し、安心して地域で生活できるよう支援するとともに、虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応及び再発防止に組織全体で取り組む。

---

1. 虐待防止宣言

訪問看護ステーションなぎは、すべての利用者の人権と尊厳を守るため、次のことを宣言する。

・利用者一人ひとりの人格・価値観・意思を尊重する。
・身体的・心理的・性的・経済的虐待及びネグレクトを決して許さない。
・虐待の芽を早期に発見し、組織として迅速に対応する。
・家族・地域・関係機関と連携し、虐待のない地域づくりへ貢献する。
・職員同士も互いの人格を尊重し、心理的安全性の高い職場環境を構築する。

---

2. 目的

本指針は、利用者の尊厳及び権利を守るため、

- 虐待の未然防止

- 虐待の早期発見
- 適切な初期対応
- 再発防止
- 権利擁護の推進

を目的とする。

---

3. 適用範囲

本指針は、訪問看護ステーションなぎに勤務するすべての職員を対象とする。

対象者

- 看護師
- 作業療法士
- 理学療法士
- 言語聴覚士
- 事務職員
- 管理者
- 役員
- 実習生
- その他事業所業務に従事する者

---

4. 虐待の定義

虐待とは、利用者の尊厳や権利を侵害し、身体・精神・生活に重大な不利益を与える行為をいう。

(1) 身体的虐待

暴力や身体拘束等により身体へ苦痛を与えること。

【例】

- 叩く
- 蹴る
- 押す
- 不必要な身体拘束
- 医療上必要性のない身体抑制
- 不適切な薬剤使用による行動制限

---

(2)心理的虐待

暴言・威圧・無視等により精神的苦痛を与えること。

【例】

- 怒鳴る
- 人格否定
- 脅迫
- 無視
- 羞恥心を与える発言
- 利用者の前で悪口を言う

---

(3)性的虐待

本人の意思に反した性的行為又は性的言動。

【例】

- 不必要な身体接触
- 性的発言
- わいせつな画像等を見せる
- 性的行為の強要

（4）経済的虐待

本人の財産を不当に利用・管理すること。

【例】

- 年金を勝手に使用する
- 通帳を取り上げる
- 必要なお金を渡さない
- 本人の意思に反した金銭管理

（5）ネグレクト（放棄・放置）

必要な介護・医療・生活支援を提供しないこと。

【例】

- 食事や水分を十分に与えない
- 入浴・清潔保持を行わない
- 必要な受診をさせない
- 必要な服薬管理を行わない
- 医療・福祉サービスにつながない

（6）セルフネグレクト

本人の生活能力低下等により、自ら生命・健康が脅かされる状態。

【例】

- 栄養不良
- 著しい不衛生
- ゴミ屋敷
- 治療中断
- 安全な生活環境が維持できない状態

5. 精神科訪問看護における虐待の視点

精神科訪問看護では、以下の状況について特に注意する。

家族から利用者への虐待

- 暴力
- 暴言
- 閉じ込め
- 年金管理
- 受診拒否
- 服薬強制

利用者から家族への虐待

- 暴力
- 脅迫
- 金銭要求
- 家族への支配

支援者による不適切なケア

- 本人の意思確認を行わない
- 威圧的な説明
- 支援者都合によるケア
- 尊厳を損なう言動

職員への暴力・ハラスメント

利用者又は家族から職員に対する

- 暴力
- 暴言
- セクシュアルハラスメント
- カスタマーハラスメント

についても組織として対応する。

---

6. 虐待に対する基本姿勢

虐待対応の目的は虐待者を処罰することではなく、利用者の権利を守ることである。

虐待が確定していなくても、

- 「何か違和感がある」
- 「何かおかしい」
- 「虐待の可能性がある」

という段階から報告・相談を行い、虐待の芽を早期に発見・対応する。

---

7. 虐待の早期発見

職員は以下の視点から観察を行う。

身体面

- 外傷
- 脱水
- 栄養状態
- 褥瘡
- 不自然な傷

精神面

- 怯え
- 抑うつ
- 性格変化
- 過度な服従

生活面

- 不衛生
- 食事状況
- 室内環境
- 服薬管理

家族状況

- 威圧的態度
- 介護疲れ
- 孤立
- 支援拒否

---

8. 虐待を発見した場合の対応

1. 利用者の安全確保
2. 管理者へ速やかに報告
3. 事実確認
4. カンファレンス実施
5. 行政・地域包括支援センター等へ相談
6. 必要時、市町村へ通報
7. 支援計画の見直し
8. 再発防止策の実施

---

9. 通報義務

職員は、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法に基づき、虐待又は虐待が疑われる場合には速やかに管理者へ報告し、必要に応じて市町村へ通報する。

虐待の事実が確定している必要はない。

---

10. 秘密保持

虐待に関して知り得た個人情報は適切に管理し、法令に基づく場合を除き第三者へ漏えいしない。

---

11. 虐待防止委員会

目的

虐待防止体制の継続的改善を図る。

開催

- 年2回以上
- 必要時は臨時開催

協議事項

- 虐待事例の検討
- ヒヤリハットの分析
- 再発防止策
- 研修内容
- マニュアル改定
- 行政通知の共有

---

12. 職員研修

全職員を対象に年1回以上実施する。

内容

- 虐待防止法
- 権利擁護
- 倫理
- 精神科訪問看護事例
- 身体拘束適正化
- ハラスメント防止
- 意思決定支援

新入職員には入職時研修を実施する。

---

13. 身体拘束の適正化

身体拘束は原則禁止とする。

やむを得ず実施する場合は、

- 切迫性
- 非代替性
- 一時性

の三要件を満たした場合に限り、法令及び身体拘束適正化マニュアルに基づき実施する。

---

14. 成年後見制度の活用

利用者の権利擁護のため、必要に応じて成年後見制度等の利用を地域包括支援センター及び関係機関と連携し支援する。

---

15. 苦情相談体制

虐待に関する相談及び苦情は管理者が受け付ける。

必要に応じて第三者機関及び行政と連携し、適切に対応する。

---

16. 指針の閲覧

本指針は職員がいつでも閲覧できるよう、書面及び電子データにより管理する。

---

17. 関連マニュアル

- 暴力・ハラスメント防止マニュアル
- 身体拘束適正化マニュアル
- 接遇マニュアル
- 権利擁護マニュアル
- 個人情報保護規程
- 苦情対応マニュアル

---

18. 参考法令

- 高齢者虐待防止法
- 障害者虐待防止法
- 児童虐待防止法
- 介護保険法
- 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準
- 保険医療機関及び保険医療養担当規則
- 厚生労働省「介護保険最新情報」

- 厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」